

議案第47号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応

する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者であって、将来独立して生計を営むことが困難であると認められるものをいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者であって、現に心身障害者を扶養しているものをいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 この条例において「重度障害」とは、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する身体障害の状態をいう。ただし、規則で定める身体障害の状態を除く。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>4 略</p> <p>(加入資格)</p> <p>第3条 共済制度に加入することができる者は、心身障害者の保</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号の<u>一に</u>該当する者であって、将来独立して生計を営むことが困難であると認められるものをいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、次の各号の<u>一に</u>該当する者であって、現に心身障害者を扶養しているものをいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 この条例において「重度障害」とは、次の各号の<u>一に</u>該当する身体障害の状態をいう。ただし、規則で定める身体障害の状態を除く。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>4 略</p> <p>(加入資格)</p> <p>第3条 共済制度に加入することができる者は、心身障害者の保</p>

護者であって、加入時において次に掲げる要件に該当するものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 特別の疾病又は障害を有せず、心身障害者扶養保険契約の対象となることができる者であること。

2 次に掲げる要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、共済制度に加入することができる。

(1)及び(2) 略

(加入)

第4条 略

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、前項の加入の承認をしなければならない。

(1)及び(2) 略

(口数の追加)

第4条の3 略

2 知事は、前項の規定による申込みがあった場合において、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、口数追加の承認をしなければならない。

護者であって、加入時において次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 心身障害者扶養保険契約の被保険者となることができる者であること。

2 次の各号に掲げる要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、共済制度に加入することができる。

(1)及び(2) 略

(加入)

第4条 略

2 知事は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、前項の加入の承認をしなければならない。

(1)及び(2) 略

(口数の追加)

第4条の3 略

2 知事は、前項の規定による申込みがあった場合において、次の各号の一に該当する場合を除くほか、口数追加の承認をしなければならない。

(1) 口数追加の申込者が、口数追加時において特別の疾病又は障害を有するため心身障害者扶養保険契約の対象となることのできない者であるとき。

(2) 略

3 略

(年金の支給停止)

第10条 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間年金の支給を停止する。

(1)～(3) 略

(弔慰金の給付)

第14条 略

2 前項の弔慰金の額は、加入期間に応じ、次に掲げる額とする。

(1) 加入期間が1年以上5年未満のとき 5万円

(2) 加入期間が5年以上20年未満のとき 12万5,000円

(3) 加入期間が20年以上のとき 25万円

3 第1項の加入者（第17条第1項第2号ただし書の規定に該当する加入者を除く。）が口数追加加入者であるときは、前項の額に、その死亡の日まで継続する口数追加加入者であった期間

(1) 口数追加の申込者が、口数追加時において心身障害者扶養保険契約の被保険者となることのできない者であるとき。

(2) 略

3 略

(年金の支給停止)

第10条 年金受給権者が次の各号の一に該当する場合は、その該当する期間年金の支給を停止する。

(1)～(3) 略

(弔慰金の給付)

第14条 略

2 前項の弔慰金の額は、加入期間に応じ、次に掲げる額とする。

(1) 加入期間が1年以上5年未満のとき 2万円

(2) 加入期間が5年以上20年未満のとき 5万円

(3) 加入期間が20年以上のとき 10万円

3 第1項の加入者（第17条第1項第2号ただし書の規定に該当する加入者を除く。）が口数追加加入者であるときは、前項の額に、その死亡の日まで継続する口数追加加入者であった期間

(以下この項において「口数追加期間」という。)に応じ、次に掲げる額を加算する。ただし、口数追加期間が1年に満たないときは、この限りでない。

- (1) 口数追加期間が1年以上5年未満のとき 5万円
- (2) 口数追加期間が5年以上20年未満のとき 12万5,000円
- (3) 口数追加期間が20年以上のとき 25万円

4 略

(脱退一時金の給付)

第14条の2 加入者が、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該加入者に脱退一時金を給付する。ただし、加入者であった期間(口数追加にあっては、口数追加加入者であった期間)が5年に満たないとき、又は加入者が転出(新たに県外に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。)したことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となったときは、この限りでない。

- (1)及び(2) 略

2 脱退一時金の額は、前項第1号に掲げる場合にあつては、加

(以下この項において「口数追加期間」という。)に応じ、次に掲げる額を加算する。ただし、口数追加期間が1年に満たないときは、この限りでない。

- (1) 口数追加期間が1年以上5年未満のとき 2万円
- (2) 口数追加期間が5年以上20年未満のとき 5万円
- (3) 口数追加期間が20年以上のとき 10万円

4 略

(脱退一時金の給付)

第14条の2 加入者が、次の各号の一に該当するときは、規則で定めるところにより、当該加入者に脱退一時金を給付する。ただし、加入者であった期間(口数追加にあっては、口数追加加入者であった期間)が5年に満たないとき、又は加入者が転出(新たに県外に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。)したことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となったときは、この限りでない。

- (1)及び(2) 略

2 脱退一時金の額は、前項第1号に掲げる場合にあつては、加

入者であった期間（以下この項及び第4項において「加入期間」という。）に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 加入期間が5年以上10年未満のとき 7万5,000円
- (2) 加入期間が10年以上20年未満のとき 12万5,000円
- (3) 加入期間が20年以上のとき 25万円

3 口数追加加入者については、前項の額に、脱退した日まで継続する口数追加加入者であった期間（以下この項及び次項において「口数追加期間」という。）に応じ、それぞれ次に掲げる額を加算する。

- (1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき 7万5,000円
- (2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき 12万5,000円
- (3) 口数追加期間が20年以上のとき 25万円

4 第1項第2号に掲げる場合にあつては、脱退一時金の額は、口数を減少した日まで継続する加入期間又は口数追加期間に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1)及び(2) 略

5 略

(地位の喪失等)

第17条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その

入者であった期間（以下この項及び第4項において「加入期間」という。）に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 加入期間が5年以上10年未満のとき 3万円
- (2) 加入期間が10年以上20年未満のとき 5万円
- (3) 加入期間が20年以上のとき 10万円

3 口数追加加入者については、前項の額に、脱退した日まで継続する口数追加加入者であった期間（以下この項及び次項において「口数追加期間」という。）に応じ、それぞれ次に掲げる額を加算する。

- (1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき 3万円
- (2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき 5万円
- (3) 口数追加期間が20年以上のとき 10万円

4 第1項第2号に掲げる場合にあつては、脱退一時金の額は、口数を減少した日まで継続する加入期間又は口数追加期間に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1)及び(2) 略

5 略

(地位の喪失等)

第17条 加入者は、次の各号の一に該当する場合は、その事実の

事実の生じた日の属する月の翌月から加入者としての地位を失う。

(1)～(6) 略

2 口数追加加入者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から口数追加加入者としての地位を失う。

(1)及び(2) 略

3 略

(届出義務等)

第18条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1)～(5) 略

2 年金受給権者は、氏名又は住所を変更したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

3 年金管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければ

生じた日の属する月の翌月から加入者としての地位を失う。

(1)～(6) 略

2 口数追加加入者は、次の各号の一に該当する場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月から口数追加加入者としての地位を失う。

(1)及び(2) 略

3 略

(届出義務等)

第18条 加入者は、次の各号の一に該当する場合は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1)～(5) 略

2 年金受給権者は、氏名又は住所を変更したときは、規則で定めるところにより、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

3 年金管理者は、次の各号の一に該当する場合は、規則で定めるところにより、すみやかにその旨を知事に届け出なければ

ばならない。

(1)及び(2) 略

(3) 年金受給権者に第10条各号のいずれかに該当する事実が発生し、又は消滅したとき。

4 年金受給権者又は年金受給権者に代わって現に年金を受領し、及び管理している年金管理者は、規則で定めるところにより、年金受給権者の現況を知事に報告しなければならない。

別表（第5条関係）

加入者又は口数追加加入者 となったときの年齢区分	掛金（月額）
35歳未満の者	<u>9,300円</u>
35歳以上40歳未満の者	<u>11,400円</u>
40歳以上45歳未満の者	<u>14,300円</u>
45歳以上50歳未満の者	<u>17,300円</u>
50歳以上55歳未満の者	<u>18,800円</u>
55歳以上60歳未満の者	<u>20,700円</u>
60歳以上65歳未満の者	<u>23,300円</u>

らない。

(1)及び(2) 略

(3) 年金受給権者に第10条各号の一に該当する事実が発生し、又は消滅したとき。

4 年金受給権者又は現に年金を受領し、及び管理している年金管理者は、規則で定めるところにより、年金受給権者の現況を知事に報告しなければならない。

別表（第5条関係）

加入者又は口数追加加入者 となったときの年齢区分	掛金（月額）
35歳未満の者	<u>3,500円</u>
35歳以上40歳未満の者	<u>4,500円</u>
40歳以上45歳未満の者	<u>6,000円</u>
45歳以上50歳未満の者	<u>7,400円</u>
50歳以上55歳未満の者	<u>8,900円</u>
55歳以上60歳未満の者	<u>10,800円</u>
60歳以上65歳未満の者	<u>13,300円</u>

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例(昭和45年鳥取県条例第12号)による同条例第4条第1項の承認、<u>同条例第14条の2第1項の脱退一時金の給付、同条例第18条第3項(第2号の場合に限る。)</u>の届出又は同条第4項の現況の<u>報告に関する事務</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(7)～(9) 略</p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例(昭和45年鳥取県条例第12号)による同条例第4条第1項の承認又は同<u>条例第14条の2第1項の脱退一時金の給付に関する事務</u>であって規則で定めるもの</p> <p>(7)～(9) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（以下「共済条例」という。）第2条第4項に規定する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）に加入している者（以下「改正前加入者」という。）について第1条の規定による改正後の共済条例（以下「新条例」という。）並びに附則別表第1及び附則別表第2の規定を適用する場合においては、次の表の第1欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

1 昭和54年10月1日以後に加入した者であつて、加入者となったときの年齢が45歳以上であった者及び昭和61年4月1日以後に加入した者であつて、加入者となったときの年齢が45歳未満であった者	第5条第1項	加入者（第17条第1項第2号ただし書の規定に該当する加入者を除く。）は、加入の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、加入時の	昭和54年10月1日以後に加入した者（第17条第1項第2号ただし書の規定に該当する加入者を除く。）は、規則で定めるところにより、その加入したときの
		別表	附則別表第1
2 施行日の前日までの間の口数追加加入者（共済条例第5条第2項に規定する口数追加加入者をいう。以下同じ。）	第5条第2項	別表	附則別表第1
	附則別表第1	加入時における	口数追加加入者となったときの
3 前2号に掲げる者以外の者	第5条第1項	加入の承認を受けた日の属する月	規則の定めるところにより、昭和

		から、規則で定めるところにより、 加入時の	61年4月1日における
		別表	附則別表第2
		20年	25年

3 改正前加入者については、新条例第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に定めるところにより弔慰金を支給する。

(1) 共済条例第14条第2項に掲げる弔慰金の額

ア 加入期間（共済条例第14条第1項に規定する加入期間をいう。以下同じ。）が1年以上5年未満のとき 3万円

イ 加入期間が5年以上20年未満のとき 7万5,000円

ウ 加入期間が20年以上のとき 15万円

(2) 共済条例第14条第3項に掲げる弔慰金の加算額

ア 口数追加期間（共済条例第14条第3項に規定する口数追加期間をいう。以下同じ。）が1年以上5年未満のとき 3万円

イ 口数追加期間が5年以上20年未満のとき 7万5,000円

ウ 口数追加期間が20年以上のとき 15万円

4 改正前加入者については、新条例第14条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に定めるところにより脱退一時金を支給する。

(1) 共済条例第14条の2第2項に掲げる脱退一時金の額

ア 加入期間が5年以上10年未満のとき 4万5,000円

イ 加入期間が10年以上20年未満のとき 7万5,000円

ウ 加入期間が20年以上のとき 15万円

(2) 共済条例第14条の2第3項に掲げる脱退一時金の加算額

ア 口数追加期間が5年以上10年未満のとき 4万5,000円

イ 口数追加期間が10年以上20年未満のとき 7万5,000円

ウ 口数追加期間が20年以上のとき 15万円

5 この条例の施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入者の申出及び口数の減少に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

附則別表第1（附則第2項関係）

加入時における年齢区分	掛金（月額）
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円

50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

附則別表第2（附則第2項関係）

昭和61年4月1日現在における年齢区分	掛金（月額）
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上の者	10,600円